

第5号様式(第6条関係)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

_____年____月____日

郡山市長

氏名又は名称及び

住所又は所在地並びに

法人にあつてはその代表者の氏名_____

記

1 請求金額 _____円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年8月6日 執行 郡山市議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

| | | | |
|-------------|--|-------|--|
| 金融機関名 | | 本・支店名 | |
| 金融機関コード | | 支店コード | |
| 預金種別(普通・当座) | | 口座番号 | |
| ふりがな | | | |
| 口座名(口座名義人) | | | |

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、郡山市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。